

令和5年度 再評価対象事業一覧表

令和5年12月作成

整理番号	事業計画						再評価の理由※2	再評価の視点														
	事業名	施設名	事業主体	事業箇所	事業概要	工期		事業進捗の状況及び見込み					上位計画への位置づけ、関連事業の状況	社会経済情勢の変化	地元等の意向	費用対効果分析		コスト削減及び代替案立案の可能性の有無	前回審議年度	対応方針(原案)		
						着工		完了	前年度迄事業費	進捗率	用地進捗率	R5年度事業費				R6年度以降事業費	B/C				分析基礎の要因の変化	
						下段:当初※1		下段:変更														(億円)
道建-1	道路改築事業	一般国道251号(出平有明バイパス)	県	島原市	延長 L=3,400m 幅員 W=7.0(12.0)m	H25	R6	130	107.9	67.4	99(97)	15.6	36.5	・長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 基本戦略 戦略3-2、施策1-②「高規格幹線道路・地域高規格道路の整備による高速交通ネットワークの構築」に位置付けられている。	・島原道路のうち、長野栗面工区がR4.5.21に、森山拉幅(森山東～森山西)がR5.11.12に開通している	・地元自治体で構成する「島原半島幹線道路網建設促進期成会」「一般国道57号等県南地域幹線道路整備促進期成会」等により、島原半島発展のため早期整備を要望されている。	1.4	1.6	【プラス要因】 ・費用便益マニュアルの改定による原単位(価格)の増加 【マイナス要因】 ・事業費の増 ・事業期間の増 ・計画交通量の減	・これまで可能な限りコスト削減を図っており、事業効率化に大きく寄与する新たなコスト削減は見込めない。 ・代替案の可能性は無い。	R3	継続
						H25	R8															
道建-2	道路改築事業	一般国道251号(瑞穂吾妻バイパス)	県	雲仙市	延長 L=6,400m 幅員 W=7.0(12.0)m	H28	R7	180	92.8	34.4	77(81)	9.0	168.2	・長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 基本戦略 戦略3-2、施策1-②「高規格幹線道路・地域高規格道路の整備による高速交通ネットワークの構築」に位置付けられている。	・島原道路のうち、長野栗面工区がR4.5.21に、森山拉幅(森山東～森山西)がR5.11.12に開通している	・地元自治体で構成する「島原半島幹線道路網建設促進期成会」「一般国道57号等県南地域幹線道路整備促進期成会」等により、島原半島発展のため早期整備を要望されている。	1.9	1.1	【プラス要因】 ・費用便益マニュアルの改定による原単位(価格)の増加 【マイナス要因】 ・事業費の増 ・事業期間の増 ・計画交通量の減	・これまで可能な限りコスト削減を図っており、事業効率化に大きく寄与する新たなコスト削減は見込めない。 ・代替案の可能性は無い。	R2	継続
						H28	R10															
道建-3	街路事業	都市計画道路滑石町線(大神宮工区)	県	長崎市	延長 L=850m 幅員 W=13.0(30.0)m	H23	R6	67	48.4	72.2	88(90)	6.8	11.8	・長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 基本戦略 戦略3-2、施策1-③「生活に密着した道路の整備による道路ネットワークの拡充」に位置付けられている。 ・都市計画区域マスタープラン(H26)の主要な施設の配置方針の中に明記されている。 ・長崎市都市計画マスタープラン(H28)の地区別構想の中に明記されている。	・特になし	・長崎市から整備促進の要望を受けている。	1.2	1.2	【プラス要因】 ・費用便益マニュアルの改定による原単位(価格)の増加 【マイナス要因】 ・事業期間の増 ・計画交通量の減	・これまで可能な限りコスト削減を図っており、事業効率化に大きく寄与する新たなコスト削減は見込めない。 ・代替案の可能性は無い。	R2	継続
						H23	R8															

※1 2回目以降の再評価の場合、「当初」は「前回」と置き換えている。

※2 「再評価の理由」の項目一覧

区分	水産庁、農林水産省 林野庁関係事業	国土交通省関係事業	
	実施時期	実施時期	
未着工	事業採択後5年未着工 ①		
長期継続	事業採択後10年経過 ③	事業採択後5年経過（補助事業）	事業採択後10(5)年経過（交付金事業）
		再評価の必要性の判断基準に該当する事業 事業採択後6～9年目（交付金事業）	
		②	
		③(10年経過)、④(5年経過)	
準備・計画		事業期間5年以内の事業が大幅に工期が延びる見込み 事業採択後5年経過（交付金事業）	⑤
		準備・計画段階 予算化後5年経過	⑥
再評価後	再評価後5年経過 ⑧	再評価後5年経過（補助・交付金事業）	再評価後10年経過（下水道事業）
		再評価実施後、工期延長または事業費増額の変更を行う事業 変更前の工期または事業費を超過する前年度まで	⑦
その他	その他上記以外で再評価の実施 の必要性が生じた事業 ⑫(水産庁)	社会経済情勢の急激な変化等（適宜）	
		⑧	
		再評価実施後、工期延長または事業費増額の変更を行う事業 変更前の工期または事業費を超過する前年度まで	⑨
		準備・計画段階 予算化後5年経過	⑩
		事業採択後5年経過（補助事業）	再評価後10年経過（下水道事業）
		再評価実施後、工期延長または事業費増額の変更を行う事業 変更前の工期または事業費を超過する前年度まで	⑪
		事業採択後5年経過（交付金事業）	事業採択後10(5)年経過（交付金事業）
		再評価の必要性の判断基準に該当する事業 事業採択後6～9年目（交付金事業）	⑫
		事業期間5年以内の事業が大幅に工期が延びる見込み 事業採択後5年経過（交付金事業）	⑬
		準備・計画段階 予算化後5年経過	⑭
		再評価後5年経過（補助・交付金事業）	再評価後10年経過（下水道事業）
		再評価実施後、工期延長または事業費増額の変更を行う事業 変更前の工期または事業費を超過する前年度まで	⑮
		社会経済情勢の急激な変化等（適宜）	⑯
		その他上記以外で再評価の実施の必要性が生じた事業	⑰

長崎県公共事業評価監視委員会運営要領<別記1>より

※3 用地進捗率の上段は「事業費ベース」、下段（ ）書きは「契約（面積）ベース」である。